

○ 鈴鹿工業高等専門学校動物実験規則

平成 20 年 3 月 3 日
規則第 83 号

最終改正令和 3 年 7 月 7 日

鈴鹿工業高等専門学校動物実験規則

(目的)

第 1 条 この規則は、本校において動物実験等を適正に行うため、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）」（以下「基本指針」という）及び内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」（以下「処分方法に関する指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、処分方法に関する指針、その他の法令等に定めがあるもの及びガイドラインのほか、この規則の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替実験法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の 3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第 4 号に規定する実験動物を教育、研究、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管する施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、飼養又は保管している哺乳類等（飼養保管施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (5) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

- (8) 実験動物管理者 校長の命を受け、実験動物及び飼養保管施設を管理する者をいう。
- (9) 飼養者 実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針、処分方法に関する指針及びガイドラインをいう。

(適用、委託)

第3条 この規則は、本校において実施される実験動物の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

(校長の責務)

第4条 校長は、本校において行われる動物実験等に関するすべての事項を総括する。

(研究推進委員会 実験安全・教育担当)

第5条 研究推進委員会 実験安全・教育担当（以下「実験安全・教育担当」という。）は、校長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、及び校長に対し助言又は勧告するものとする。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規則に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、別記様式第1による動物実験計画書を校長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的
- (2) 代替実験法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、飼養条件等を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイントの設定を検討すること。

2 校長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、実験安全・教育担当に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験実施者は、動物実験計画について校長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験責任者は、承認された範囲を超える動物実験計画の変更が必要な場合は、別

記様式第2による動物実験計画（変更・追加）承認申請書を校長に提出するものとする。
校長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

（実験操作）

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された実験室において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験については、関係法令等及び本校における関連する規則等に従うこと。また、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (4) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、別記様式第3により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について校長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第8条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、実験動物管理者が別記様式第4による飼養保管施設設置承認申請書を提出し、校長の承認を得るものとする。

- 2 実験動物管理者は、校長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管を行うことができない。
- 3 校長は、申請された飼養保管施設を実験安全・教育担当に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第9条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音等による周辺環境への影響に留意する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者がおかれていること。

（実験室の設置）

第10条 実験室を設置（変更を含む）する場合は、動物実験責任者が別記様式第5による実験室設置承認申請書を提出し、校長の承認を得るものとする。

2 校長は、申請された実験室を実験安全・教育担当に調査させ、その助言により、承認

又は非承認を決定するものとする。

3 動物実験実施者は、校長の承認を得た実験室以外の施設において、動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことはできない。

（実験室の要件）

第11条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 臭気、騒音等による周辺環境への影響に留意する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第12条 実験動物管理者は、実験動物の適正な管理の遂行に必要な飼養保管施設の維持管理及び改善に努めることとする。

2 動物実験責任者は、実験室の維持管理及び改善に努めることとする。

（施設等の廃止）

第13条 施設等を廃止する場合は、飼養保管施設については実験動物管理者が、実験室については動物実験責任者が別記様式第6による施設等廃止届を校長に届け出るものとする。

2 実験動物管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めることとする。

（マニュアル（標準操作手順）の作成と周知）

第14条 実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、飼養者に周知するものとする。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第15条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に際し、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めることとする。

2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物及び飼養保管施設の管理に際し、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めることとする。

（実験動物の導入）

第16条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

（給餌・給水）

第17条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に際し、実験動物の生理、生態、習性等

に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

- 2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物及び飼養保管施設の管理に際し、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第18条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に際し、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。また、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物を実験動物管理者及び飼養者に戻し、実験動物管理者及び飼養者により、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

- 2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物及び飼養保管施設の管理に際し、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。また、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第19条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に際し、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

- 2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物及び飼養保管施設の管理に際し、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第20条 実験動物管理者は、実験動物の入手先等に関する記録を整備、保存するものとする。

- 2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、校長に報告するものとする。

(危害防止)

第21条 実験動物管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第22条 実験動物管理者は、地震、火災等の緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走防止に努めることとする。

(教育訓練)

第23条 実験動物管理者及び飼養者は以下の事項の実験動物の飼養又は保管に関する所定の教育訓練を、また動物実験実施者は以下の事項の動物実験等に関する所定の教育訓練を受けるものとする。

- (1) 関連法令、指針等本校の定める規則等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の記録を保存するものとする。
(自己点検・評価)
- 第24条 校長は、実験安全・教育担当に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。
- 2 実験安全・教育担当は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を校長に報告しなければならない。
 - 3 実験安全・教育担当は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者並びに飼養者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
 - 4 校長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めることとする。
(情報公開)
- 第25条 本校における動物実験等に関する情報を公表するものとする。
(準用)
- 第26条 第2条第4号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めることとする。
(雑則)
- 第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

動物実験計画書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

新規 変更・年度更新

提出年月日 年 月 日

研究課題	
------	--

研究目的	
------	--

	氏名	学科名	職名	動物実験の経験等
動物実験責任者名 (選択項目を)				教育訓練受講の有無
動物実験実施者名 (選択項目を)				教育訓練受講の有無
				教育訓練受講の有無
				教育訓練受講の有無
				教育訓練受講の有無

実験実施期間	承認後 ~ 年 月				中止・終了等	年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設				実験室		
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考
使用動物							

研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)

特殊実験区分 (該当項目をすべて)	1. 感染実験 安全度分類: BSL1 BSL2 BSL3 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: P1A P2A P3A 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 4. 化学発癌・重金属実験		
動物実験の種類 (選択項目を)	1. 試験・研究 2. 教育・訓練 3. その他	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を)	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 3. その他

想定される 苦痛のカテゴリー (選択項目を)	B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い又はそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。		
動物の苦痛軽減 排除の方法 (該当項目をすべて)	1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的な薬名及びその投与量・経路を記入:) 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 5. その他 (具体的に記入:)		
安楽死の方法 (該当項目をすべて)	1. 麻酔薬等の使用 (具体的な薬名及びその投与量・経路を記入:) 2. 炭酸ガス 3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法) 4. 安楽死させない (その理由を記入:)		
動物死体の処理方法 (選択項目を)	1. 大学内で焼却 2. 外部業者に依託 3. その他 (具体的に記入:)		
その他必要又は 参考事項	(過去の動物実験計画承認実績 学内の関連委員会への申請状況 飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)		

分科会記入欄	審査終了: 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 本実験計画は、鈴鹿工業高等専門学校における動物実験規則等に適合する。 (条件等) 本実験計画は、鈴鹿工業高等専門学校における動物実験規則等に適合しない。

校長承認欄	承認: 年 月 日
	実験承認番号 第 号 本実験計画を承認します。 <p style="text-align: right;">鈴鹿工業高等専門学校長</p>

別記様式第2 (第6条関係)

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

動物実験計画(変更・追加)承認申請書

動物実験責任者

学科名

職名

氏名

印

実験承認番号 第 号の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項*

(* 実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は実験安全管理分科会の承認を得ること)

- 1) 動物実験実施者の変更・追加
- 2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加
- 3) 実験実施期間の変更
- 4) その他

2. 変更・追加等の理由

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

動物実験責任者
学科名
職名
氏名

動物実験結果報告書

鈴鹿工業高等専門学校動物実験規則第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 実験承認番号	第 号
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	計画どおり実施 一部変更して実施(*) 中止
	結果の概要
4. 成果(予定を含む) (得られた業績、例:雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

* 変更届が提出されていること

別記様式第4（第8条関係）

飼養保管施設設置承認申請書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

実験動物管理者
学科名
職名
氏名

鈴鹿工業高等専門学校動物実験規則第9条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。
申請年月日 年 月 日

1. 飼養保管施設の名称	
2. 施設の管理体制	<実験動物管理者> 学科名 職名 氏名
	<飼養者>（人数が多い場合、別資料として添付） 学科名 職名 氏名
3. 施設の概要	1) 建物の構造： （例：鉄筋コンクリート造） 2) 空調設備： （例：温湿度制御等） 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称： 規格： 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）	

5. 分科会記入欄	<p>調査月日： 年 月 日</p> <p>調査結果： 申請された飼養保管施設は規則に適合する。 (条件等 改善後、使用開始すること。) 申請された飼養保管施設は規則に適合しない。</p> <p>意見等</p>
6. 校長承認欄	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 設置承認番号：第 号</p> <p style="text-align: right;">鈴鹿工業高等専門学校長</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

実験室設置承認申請書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

動物実験責任者

学科名

職名

氏名

鈴鹿工業高等専門学校動物実験規則第11条規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<動物実験責任者> 学科名 職名 氏名
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積:(m ²) 2) 実験に使用する実験動物種: 3) 実験設備(特殊装置の有無等) 4) 逸走防止策(前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項(例:化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 分科会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: 申請された実験室は規則に適合する。 (条件等 改善後、使用開始すること。) 申請された実験室は規則に適合しない。 意見等
6. 校長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 設置承認番号: 第 号 鈴鹿工業高等専門学校長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

別記様式第6 (第13条関係)

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学科名
職名
氏名

(飼養保管施設・動物実験室)廃止届

鈴鹿工業高等専門学校動物実験規則第14条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 又は実験室の名称	
	設置承認番号 第 号
2. 動物実験責任書 又は実験動物管理者	学科名 職名 氏名
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 (施設の場合のみ記載)	残存飼養保管動物の有無 有 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 分科会記入欄	
8. 校長記入欄	鈴鹿工業高等専門学校長